



鳥取県公報

令和7年3月26日（水）
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （14）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例 （15）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例（16）（〃）・・・・・・・・・・ 14
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（17）（住宅政策課）・・・・ 15
	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（18）（〃）・・・・・・ 23

公布された条例のあらまし

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 建築基準法施行令の一部が改正され、市町村に置く建築主事等の権限に属するものとされる事務の範囲が改められたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等の事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を各市町村に移譲する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、境港市が処理する事務は条例第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第3号に掲げる建築物に係るものに限る。）とする。
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可（農業経営基盤強化促進法の規定により農用地利用集積等促進計画で定める事項に含めることができるとされた事業のうち、農地売買等事業以外の事業に係るものを除く。）等の事務を、各市町村に移譲する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正

救護施設及び更生施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

(2) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正

軽費老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

(3) 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正

養護老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

(4) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護のサービス事業者は、従業者に栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

(5) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

次に掲げる児童福祉施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

- ア 乳児院（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。）
- イ 児童養護施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）
- ウ 福祉型障害児入所施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）
- エ 児童発達支援センター（40人を超える児童が通う施設に限る。）
- オ 児童心理治療施設
- カ 児童自立支援施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）

(6) 鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正

女性自立支援施設には、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員（現行 栄養士又は調理員）を置かなければならないこととする。

(7) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

(8) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
米子市	350人	345人
倉吉市	175人	170人
東伯郡湯梨浜町	51人	50人
東伯郡北栄町	46人	45人

(2) 施行期日は、令和7年12月1日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び手数料の額の変更を行う。

(2) 建築確認の審査において建築物エネルギー消費性能適合性の審査（仕様基準による評価の場合に限る。）を併せて行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 建築物の建築主が国、都道府県等である場合に建築主事等が行う建築物の認定、完了検査及び中間検査等 それぞれ建築物の建築主が国、都道府県等以外の者の場合の手数料と同額

イ 建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付 1件につき650円

ウ 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等の規定によらないで築造する道の指定 1件につき66,000円

(2) 次のとおり建築物の確認について、建築物エネルギー消費性能基準への適合性を仕様基準に基づいて評価する場合の区分を設けるとともに、手数料の額を引き上げる。

建築物の確認	仕様基準による評価を併せて行わない場合		床面積の合計に応じて、1件につき9,000円～694,000円（現行 5,000円～460,000円）
	仕様基準による評価を併せて行う場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計に応じて、1件につき22,000円～708,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計に応じて、1件につき34,000円～852,000円
建築設備の確認	新たな建築設備の確認を受ける場合		1件につき24,000円（現行 9,000円）
	建築設備の計画の変更をする場合		1件につき11,000円（現行 5,000円）
工作物の確認	新たな工作物の確認を受ける場合		1件につき18,000円（現行 8,000円）
	確認を受けた工作物の計画の変更をする場合		1件につき8,000円（現行 4,000円）

建築物の完了検査	特定工程を含まない工事を完了した場合	床面積の合計に応じて、1件につき26,000円～706,000円（現行 10,000円～380,000円）
	特定工程を含む工事を完了した場合	床面積の合計に応じて、1件につき24,000円～702,000円（現行 9,000円～370,000円）
建築設備の完了検査	1件につき38,000円（現行 13,000円）	
工作物の完了検査	1件につき30,000円（現行 9,000円）	
建築物の中間検査	床面積の合計に応じて、1件につき14,000円～344,000円（現行 9,000円～330,000円）	

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、特別特定建築物について、床面積が1,000平方メートル未満の階における車椅子利用者用便所の設置義務の例外が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 建築物移動等円滑化基準に付加する事項として、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子利用者用便所を1以上設けることを加える。
- (2) 劇場等の客席に新たに設置が義務づけられる車椅子利用者用部分の構造についての努力義務を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(3)の一部に関する事項を除き、令和7年6月1日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付	<u>鳥取市、米子市及び倉吉市</u>	3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（ <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。</u> ）	<u>各市</u>
4 鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（ <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第3号に掲げる建築物に係るものに限る。</u> ）	<u>境港市</u>	4 鳥取県福祉のまちづくり条例に <u>基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項に掲げるもの</u>	<u>鳥取市、米子市及び倉吉市</u>
略		略	
24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （2） 第15条の2第6項又は第7項の規定による都道府県機構の意見の聴取	西伯郡伯耆町	24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （2） 第15条の2第6項又は第7項の規定による都道府県機構の意見の聴取	西伯郡伯耆町

<p>(3) 第15条の3の規定による開 発行為の中止の命令及び復旧に 必要な行為をすべき旨の命令</p> <p>(4) 第15条の4第1項の規定に よる必要な措置の勧告</p> <p>(5) 第15条の4第2項の規定に よる勧告に従わない旨及び勧告 の内容の公表</p>		<p>(3) 第15条の3の規定による開 発行為の中止の命令及び復旧に 必要な行為をすべき旨の命令</p> <p>(4) 第15条の4第1項の規定に よる必要な措置の勧告</p> <p>(5) 第15条の4第2項の規定に よる勧告に従わない旨及び勧告 の内容の公表</p>	
<p>24の5 農地中間管理事業の推進に 関する法律（平成25年法律第101 号）に基づく事務のうち、次に掲 げるもの</p> <p>(1) 第18条第1項の規定による 農用地利用集積等促進計画（農 業経営基盤強化促進法（昭和55 年法律第65号）第11条第2項の 規定により農用地利用集積等促 進計画で定める事項に含めるこ とができることとされた同法第 7条第2号から第4号までに掲 げる事業に係るものを除く。 (2)において同じ。）の認可</p> <p>(2) 第18条第7項の規定による 農用地利用集積等促進計画を認 可した旨の関係する農業委員会 への通知及び公告</p>	<p>各市町村</p>		
<p>24の6 略</p>		<p>24の5 略</p>	
<p>24の7 略</p>		<p>24の6 略</p>	
<p>24の8 略</p>		<p>24の7 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第24の5の項に掲げる認可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7) 略 2・3 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2・3 略
略		略	

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
附則別表（附則第2項関係）		附則別表（附則第2項関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7)～(9) 略	職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(9) 略
略		略	
別表（第3条、附則第2項関係）		別表（第3条、附則第2項関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者へのサービスの	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者へのサービスの

提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (5)～(7) 略 2・3 略	提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 (5)～(7) 略 2・3 略
略	略

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7) 略 2～5 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2～5 略
略		略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第5条、第7条関係)		別表(第5条、第7条関係)	
1～7 略		1～7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護		8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (6)・(7) 略 2～4 略	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略 2～4 略

略 9～12 略	略 9～12 略
-------------	-------------

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">職員の配置</td> <td style="vertical-align: top;"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u>（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> （10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略	略		<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">職員の配置</td> <td style="vertical-align: top;"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略	略	
項目	基準												
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> （10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略												
略													
項目	基準												
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。） (6)・(7) 略 2・3 略												
略													
<p>別表第6（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">職員の配置</td> <td style="vertical-align: top;"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u>（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> （40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略	略		<p>別表第6（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項目</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">職員の配置</td> <td style="vertical-align: top;"> 1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略	略	
項目	基準												
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> （40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略												
略													
項目	基準												
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略												
略													

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士（40人を超える児童が入所する施設に限る。） (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士（40人を超える児童が通う施設に限る。） (5)～(7) 略 2～5 略
略	

別表第9（第15条関係）

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1 主として知的障がいのある児童が入所する施設には、次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士（40人を超える児童が入所する施設に限る。） (6)・(7) 略 2～5 略
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士（40人を超える児童が通う施設に限る。） (5)～(7) 略 2～5 略
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(8) 略 (9) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (10) 略 2 略
略	

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、児童の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、調理員を置かないことができる。 (1)～(8) 略 (9) 栄養士 (10) 略 2 略
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> （40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士（40人を超える児童が入所する場合に限る。） (7)・(8) 略 2・3 略
略	

（鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県女性自立支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 栄養士若しく	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)・(2) 略 (3) 栄養士又は調

	は管理栄養士又は調理員 (4)～(6) 略 2 略		理員 (4)～(6) 略 2 略
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 略 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 ア・イ 略 ウ <u>栄養士又は管理栄養士</u> エ～カ 略 (2)・(3) 略 (4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、 <u>栄養士又は管理栄養士及び調理員</u> を、併せて	従業者の配置	1 略 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 ア・イ 略 ウ 栄養士 エ～カ 略 (2)・(3) 略 (4) 従業者（管理者及び(3)に掲げる者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、 <u>栄養士及び調理員</u> を、併せて設置する他の社

	設置する他の社会 福祉施設の職務に 従事させることが できる。 (5) 略 3～6 略
略	

2～4 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者 を置くこと。ただ し、入所者の支援に 支障がない場合とし て規則で定める場合 は、この限りでな い。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は管 理栄養士 (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

	会福祉施設の職務 に従事させること ができる。 (5) 略 3～6 略
略	

2～4 略

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者 を置くこと。ただ し、入所者の支援に 支障がない場合とし て規則で定める場合 は、この限りでな い。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。		民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	
米子市	<u>350人</u>	米子市	<u>345人</u>
倉吉市	<u>175人</u>	倉吉市	<u>170人</u>
略		略	
東伯郡湯梨浜町	<u>51人</u>	東伯郡湯梨浜町	<u>50人</u>
略		略	
東伯郡北栄町	<u>46人</u>	東伯郡北栄町	<u>45人</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第13条関係）			別表第3（第13条関係）		
事務	金額		事務	金額	
1 法第6条第1項又は第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認又は認定	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 9,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項の適合性判定通知書又はその写しの提出がない場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。以下「仕様基準による評価の場合」という。）であって、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき22,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき34,000円）	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方メートル	1 件につき 19,000円（仕様		床面積の合計が30平方メートル	1 件につき 9,000円

<p>を超え、100平方メートル以内のもの</p>	<p>基準による評価の場合であつて、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき 32,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき 43,000円)</p>	<p>を超え、100平方メートル以内のもの</p>	
<p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 28,000円（仕様基準による評価の場合であつて、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき 41,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき 52,000円)</p>	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 14,000円</p>
<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 34,000円（仕様基準による評価の場合であつて、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき 48,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき 58,000円)</p>	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 19,000円</p>
<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 63,000円（仕様基準による評価の場合であつて、当該建築物が一戸建ての住宅のときは1件につき 77,000円、一戸建ての住宅以外のときは1件につき</p>	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 34,000円</p>

	101,000円)		
床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 111,000円 (仕様 基準による評価 の場合であっ て、当該建築物 が一戸建ての住 宅のときは1件 につき126,000 円、一戸建ての 住宅以外のとき は1件につき 150,000円)	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、 2,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 48,000円
床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 205,000円 (仕様 基準による評価 の場合であっ て、当該建築物 が一戸建ての住 宅のときは1件 につき220,000 円、一戸建ての 住宅以外のとき は1件につき 284,000円)	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 140,000円
床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 368,000円 (仕様 基準による評価 の場合であっ て、当該建築物 が一戸建ての住 宅のときは1件 につき382,000 円、一戸建ての 住宅以外のとき は1件につき 447,000円)	床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え、 50,000平方メー トル以内のもの	1 件につき 240,000円
床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	1 件につき 694,000円 (仕様 基準による評価 の場合であっ て、当該建築物 が一戸建ての住 宅のときは1件 につき708,000	床面積の合計が 50,000平方メー トルを超えるも の	1 件につき 460,000円

		円、一戸建ての住宅以外のおきは1件につき852,000円)			
略			略		
2 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備の確認又は認定	新たな建築設備の確認又は認定を受ける場合	1件につき 24,000円	2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認	新たな建築設備の確認を受ける場合	1件につき 9,000円
	確認又は認定を受けた建築設備の計画の変更をする場合	1件につき 11,000円		確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合	1件につき 5,000円
3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物の確認又は認定	新たな工作物の確認又は認定を受ける場合	1件につき 18,000円	3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認	新たな工作物の確認を受ける場合	1件につき 8,000円
	確認又は認定を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき 8,000円		確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1件につき 4,000円
4 法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査(法第7条の3第1項に規定する特定工程(以下「特定工程」という。)を含む工事を完了したときに行うものを除く。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 26,000円	4 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査(法第7条の3第1項に規定する特定工程(以下「特定工程」という。)を含む工事を完了したときに行うものを除く。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 41,000円		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき 51,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 65,000円		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円

	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>87,000円</u>			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>50,000円</u>
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>218,000円</u>			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>120,000円</u>
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>416,000円</u>			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>190,000円</u>
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>706,000円</u>			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>380,000円</u>
4の2 法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物の検査（特定工程を含む工事を完了したときに行うものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき <u>24,000円</u>		4の2 法第7条第4項の規定に基づく建築物の検査（特定工程を含む工事を完了したときに行うものに限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件につき <u>9,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき <u>28,000円</u>			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき <u>11,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき <u>38,000円</u>			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき <u>15,000円</u>
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき <u>47,000円</u>			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき <u>21,000円</u>
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>61,000円</u>			床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>35,000円</u>
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、	1 件につき <u>83,000円</u>			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、	1 件につき <u>47,000円</u>

	2,000平方メートル以内のもの			2,000平方メートル以内のもの		
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>214,000円</u>		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>110,000円</u>	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>412,000円</u>		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>180,000円</u>	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>702,000円</u>		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>370,000円</u>	
5 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築設備の検査		1件につき <u>38,000円</u>		5 法第87条の4において準用する法第7条第4項の規定に基づく建築設備の検査	1件につき <u>13,000円</u>	
6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく工作物の検査		1件につき <u>30,000円</u>		6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項の規定に基づく工作物の検査	1件につき <u>9,000円</u>	
6の2 法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>14,000円</u>		6の2 法第7条の3第4項の規定に基づく建築物の検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>16,000円</u>			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき <u>11,000円</u>
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以	1件につき <u>20,000円</u>			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以	1件につき <u>15,000円</u>

	内のもの			内のもの	
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき 22,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 35,000円		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 33,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 51,000円		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 45,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 105,000円		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 100,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 168,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき 160,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 344,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 330,000円
7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認	略			7 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略

定			
7の2 法第12条第8項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	1件につき	650円	7の2 法第12条第8項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付
7の3 法第42条第1項第5号の規定に基づく指定	1件につき	66,000円	
略			略
41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	1件につき	160,000円	41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可
42 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号又は第2号に掲げる書類の写しの交付	1件につき	650円	
備考 略			備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる通知又は申請について適用し、同日前に行われた通知又は申請についてはなお従前の例による。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>車椅子使用者</u>が利用しやすい施設の整備 （第25条～第28条）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。</p> <p>（1） 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 <u>令第19条第2項第1号</u>に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）</p> <p>（2） 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物次に掲げる基準</p> <p>ア <u>令第19条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号</u>（これらの規定を<u>令第26条第1項</u>（同条</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>車いす</u>が利用しやすい施設の整備（第25条～第28条）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（建築の規模の引下げ）</p> <p>第14条 法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあっては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。</p> <p>（1） 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 <u>令第18条第2項第1号</u>に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）</p> <p>（2） 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物次に掲げる基準</p> <p>ア <u>令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号</u>（これらの規定を<u>令第25条第1項</u>（同条</p>

第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第19条第2項第2号イ(令第26条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第19条第2項第2号(令第26条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第18条まで及び第21条から第25条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 略

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車椅子使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4)~(6) 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(2) 略

(3) 略

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)

ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

3 略

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4)~(6) 略

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア・イ 略

(5) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車椅子使用者用簡易型便房（車椅子使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車椅子使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。

ア 車椅子使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車椅子の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車椅子使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 略

3 車椅子使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車椅子使用者が容易に使用できる方式の大便秘浄装置を設けること。

(2)・(3) 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第3項の規定により水洗器具（第2項第4号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第2項又は第3項の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第21条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

6 前項の標識は、令第20条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車椅子使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1)・(2) 略

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければ

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房（車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。）を1以上設けること。

ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ・エ 略

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 略

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘浄装置を設けること。

(2)・(3) 略

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具（第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。）を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1)～(3) 略

5 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

6 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1)・(2) 略

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければ

ばならない。

- (1) 略
- (2) 室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さに設けること。
- (4) 略

3 略

(駐車場)

第18条の2 車椅子使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

- (1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 浴室には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第19条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第2項第1号に定める基準

ばならない。

- (1) 略
- (2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。
- (4) 略

3 略

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

- (1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 浴室には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準

(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

- (1) 略
- (2) 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅子使用者用便房を地上階に設けること。
- (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。
 - イ～エ 略
- (3) 当該移動等円滑化経路のうち車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。
- (4) 略
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第19条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。

- (1)・(2) 略

2 略

(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

- (1) 略
- (2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。
- (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。
 - イ～エ 略
- (3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。
- (4) 略
- (5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準（他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。）に適合することを要しない。

- (1)・(2) 略

2 略

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第21条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第21条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 令第21条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第22条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1)～(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車椅子使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物（令第20条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。）には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 令第20条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第21条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路（公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路）にしなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1)～(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利

用居室が設けられていないときは、道等) までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 略

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第16条第4項及び第5項、第17条第1項並びに前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備

(劇場等の客席の構造)

第25条

車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとするよう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) その他知事が別に定める基準に適合すること。

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

用居室が設けられていないときは、道等) までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 略

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

(観客席の構造)

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設(以下「劇場等」という。)の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用客席」という。)を設けるよう努めなければならない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床は平坦であること。
- (2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

- (3) 略
- (4) 略

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床（車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車椅子使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	令第19条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
略		
略		
各種学校又は専修学校	令第19条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	略
略		
略		

備考 略

別表第2（第15条関係）

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床（車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。）は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第1（第14条関係、第19条関係）

区分		規模
公立小学校等	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	略
略		
略		
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	略
略		
略		

備考 略

別表第2（第15条関係）

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

<p>(1) 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用便房</u>（<u>車椅子使用者用客室</u>に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該<u>車椅子使用者用便房</u>までの経路</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に<u>車椅子使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>車椅子使用者用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用便房</u>（<u>車いす使用者用客室</u>に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該<u>車いす使用者用便房</u>までの経路</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>車いす使用者用駐車施設</u>から利用居室までの経路</p> <p>2 略</p>
<p>別表第10（第20条関係）</p>	<p>別表第10（第20条関係）</p>
<p>1 略</p> <p>2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 50メートル以内ごとに<u>車椅子</u>の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 末端付近は、<u>車椅子</u>の転回に支障のない構造とすること。</p>	<p>1 略</p> <p>2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 50メートル以内ごとに<u>車いす</u>の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 末端付近は、<u>車いす</u>の転回に支障のない構造とすること。</p>
<p>4 略</p> <p>5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) かごは、住戸、利用居室、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用駐車施設</u>がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>4 略</p> <p>5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) かごは、住戸、利用居室、<u>車いす使用者用便房</u>又は<u>車いす使用者用駐車施設</u>がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車いす使用者</u>が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>

(8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア 略

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ 略

(9)～(11) 略

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1)～(3) 略

(4) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

別表第11（第21条関係）

1～4 略

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア 略

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ 略

(9)～(11) 略

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1)～(3) 略

(4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第11（第21条関係）

1～4 略

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

<p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車椅子使用者が</u>利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（<u>車椅子使用者が</u>利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(10) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、<u>車いす使用者が</u>利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（<u>車いす使用者が</u>利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(10) 略</p> <p>6・7 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として1号を加える部分を除く。）、同条第3項、第18条から第18条の3まで、第19条第1項第2号及び第3号並びに第2項、第22条並びに第23条の改正規定、第4章の章名の改正規定、第26条から第28条までの改正規定並びに別表第2、別表第10及び別表第11の改正規定は、公布の日から施行する。